

おおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）
実施要領

（目的）

第1条 この要領は、おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）
第3条第1項第3号に規定するサステナビリティ・リンク・ローン部門に関し、必要な
事項を定める。

（認証申請）

第2条 要綱第3条第3項に規定する書類は次のとおりとする。

（1）おおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）取組
目標設定書（別添様式1）

（2）その他知事が必要と認める書類

2 取組目標設定書の計画期間は3年間とし、4月から翌年3月末までの1年度を単位と
して作成すること。ただし、申請者（要綱第2条に定める「申請者」と同じ。）がその事
業年度を単位として作成することも可能とする。

（認証要件）

第3条 知事は、申請者が事業活動に伴い発生するCO₂の削減に積極的に取り組む県内
の事業者であって、次に掲げる要件に適合する場合に認証する。

（1）別表1に掲げる申請者の業種に応じた部門別の目標削減率（別表2）以上の目標を
設定すること。ただし、中小企業が初めて申請を行う場合は、この限りではない。

（2）申請者又はその代表者・役員等が別表3に掲げる法令その他環境関連法令に違反し
ていないこと。

（3）要綱第5条に規定する審査を受け、おおいたグリーン事業者（以下「認証事業者」
という。）として適正であると判断されること。

（4）第2条（1）に規定するおおいたグリーン事業者認証制度（サステナビリティ・リ
ンク・ローン部門）取組目標設定書及び第5条に規定するおおいたグリーン事業者認
証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）実績報告書を、知事が公表するこ
とについて同意すること。

（更新）

第4条 認証の更新を受けようとする認証事業者は、前計画期間の終了後6か月以内に改
めて目標を設定し、第2条に規定する書類を提出しなければならない。

（報告）

第5条 要綱第8条に規定する報告は、各年度の終了後4か月以内におおいたグリーン事
業者認証制度（サステナビリティ・リンク・ローン部門）実績報告書（別添様式2）そ
の他知事が必要と認める書類を提出することによって行う。

附 則

この要領は、令和8年3月18日から施行する。

別表1（第3条関係）

部門	主たる業種
産業部門	製造業（工場）、農林水産業、鉱業、建設業等
運輸部門	運輸業等
業務部門	卸売、小売業、情報通信業、飲食業、宿泊業、その他サービス業等

※日本標準産業分類に準じ、判断すること

別表2（第3条関係）

部門	目標削減率（基準年度比）
産業部門	▲2.8%
業務部門	▲4.0%
運輸部門	▲3.7%

別表3（第3条関係）

	環境関連法令
1	地球温暖化対策の推進に関する法律
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
3	浄化槽法
4	大気汚染防止法
5	騒音規制法
6	水質汚濁防止法
7	悪臭防止法
8	振動規制法
9	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
10	土壌汚染対策法